

別紙様式 1 (別紙)

平成 14 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	農林水産部 地方卸売市場 (公設地方卸売市場事業)
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>6 施設使用料の徴収について</p> <p>施設使用料は、建設当時消費者に生鮮食料品等を供給し市民生活の安定と向上を図ることを優先的に考え、市場を充実させるという判断で設定されていたが、現在の建物が老朽化し立て直しが必要となるのは明らかであり、再建設資金の準備をする観点から、国の算定方法に基づいて計算した使用料とかけ離れて53.9%と低く条例に使用料を定めるのは望ましくない。</p> <p>今後、施設の再整備等により施設使用料を算定する際には、費用対効果を十分に検討され、条例使用料を設定することを要望する。</p>
措置状況	<p>本市場は、青果・水産物の取扱数量の減少による市場施設のコンパクト化や、施設の老朽化対策が必要であることから、現在、市場施設の建て替えを行う市場再整備事業を実施しており、令和4年9月に新しい市場施設の使用料を設定したところであります。(令和4年9月議会にて条例改正案上程)</p> <p>新しい市場施設の使用料につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 卸や仲卸といった業種間の収益性の違いに配慮した使用料負担の公平性</li> <li>② 事業者の取引高増加への意欲を高める使用料体系の構築</li> <li>③ 持続可能な市場運営のための安定的な使用料収入の確保</li> </ul> <p>を基本方針とし、国の算定方法の考え方を参考に、施設の整備や維持管理に要する経費から使用料で賄うべき経費の算定を行うとともに、市場内事業者の負担能力を勘案し、使用料の設定を行ったところであります。</p> <p>また、市場施設の使用料に加え、市場施設のコンパクト化により生じた余剰地の活用による地代収入を確保するなど、市の負担の低減に努めているところであり、再整備後におきましても本市場の持続的な市場運営を図ることで、市民への安全安心な生鮮食料品の安定供給につなげてまいります。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。